

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月31日

【会社名】 株式会社東京ソワール

【英訳名】 TOKYO SOIR CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 泉 純 一

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山一丁目1番1号

【電話番号】 03(3475)1251 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員管理本部長 小 林 義 和

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山一丁目1番1号

【電話番号】 03(3475)1251 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員管理本部長 小 林 義 和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京ソワール関西支店
(大阪市中央区南船場二丁目5番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2022年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月29日

(2) 決議事項の内容

〈会社提案（第1号議案から第7号議案）〉

第1号議案 定款一部変更の件

- ① 抜本的な事業構造の改革のひとつとして、現行定款第3条(本店の所在地)に定める本店所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。なお、本変更は2022年8月17日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転後の効力発生日経過後に削除するものといたします。
- ② 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所定の変更を行うものであり、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、小泉純一、青山秀夫、大島和俊、小林義和、石井銀二郎の5氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、山田倫司氏を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人アヴァンティアを選任する。

第5号議案 フリージア・マクロス株式会社及びその関係者による大規模買付行為等の対応策(買収防衛策)継続の件

第6号議案 フリージア・マクロス社が当社の買収防衛策に違反して、大規模買付行為等を行った場合において、当社の取締役会が、当社の独立委員会から対抗措置の発動の勧告を受けた場合、買収防衛策上の対抗措置の発動を行うことを承認する件

第7号議案 フリージア・マクロス社に買収防衛策の廃止に関する議案のための臨時株主総会を招集請求しないことを要請する件

〈株主提案（第8号議案から第10号議案）〉

第8号議案 定款一部変更の件(小泉純一氏の役員就任防止ないしコーポレートガバナンス充実に向けた施策)

第9号議案 取締役 小泉純一氏の解任の件

第10号議案 取締役 監査等委員 宮本幸三氏、岡本雅弘氏、瀧村竜介氏、3名の解任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	21,311	6,790	0	148	(注) 1	可決 75.83
第2号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)5名選任の件						
小泉純一	21,237	6,857	7	148	(注) 2	可決 75.57
青山秀夫	21,245	6,849	7	148		可決 75.60
大島和俊	21,243	6,851	7	148		可決 75.59
小林義和	21,241	6,853	7	148		可決 75.58
石井銀二郎	21,237	6,857	7	148		可決 75.57
第3号議案 監査等委員である取締役1名選 任の件	27,958	143	0	148	(注) 2	可決 99.49
山田倫司						
第4号議案 会計監査人選任の件	21,233	6,868	0	148	(注) 3	可決 75.56
第5号議案 フリージア・マクロス株式会社 及びその関係者による大規模買 付行為等の対応策(買収防衛 策)継続の件	20,283	7,811	7	148	(注) 3	可決 72.17
第6号議案 フリージア・マクロス社が当社 の買収防衛策に違反して、大規 模買付行為等を行った場合にお いて、当社の取締役会が、当社 の独立委員会から対抗措置の発 動の勧告を受けた場合、買収防 衛策上の対抗措置の発動を行う ことを承認する件	20,283	7,811	7	148	(注) 3	可決 72.17
第7号議案 フリージア・マクロス社に買収 防衛策の廃止に関する議案のた めの臨時株主総会を招集請求し ないことを要請する件	20,284	7,810	7	148	(注) 3	可決 72.18
第8号議案 定款一部変更の件(小泉純一氏 の役員就任防止ないしコーポレ ートガバナンス充実に向けた施 策)	7,283	20,811	7	148	(注) 1	否決 25.91
第9号議案 取締役 小泉純一氏の解任の件	7,278	20,816	7	148	(注) 2	否決 25.89
第10号議案 取締役 監査等委員 宮本幸三 氏、岡本雅弘氏、瀧村竜介氏、 3名の解任の件						
宮本幸三	7,240	20,862	7	140	(注) 2	否決 25.75
岡本雅弘	7,242	20,860	7	140		否決 25.76
瀧村竜介	7,242	20,860	7	140		否決 25.76

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。